



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

株式会社 ウィザス
代表取締役社長 生駒 富男
(コード番号 9696)

[問合せ先]

常務取締役運営支援本部長 井尻 芳晃
電話 06-6264-4202

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 11 月 16 日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現対応策」といいます。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また、現対応策の導入につきましては平成 20 年 6 月 26 日開催の当社第 32 回定時株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認いただきました。

現対応策は、平成 23 年 6 月開催予定の定時株主総会（以下「今期定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了となります。

これを受けて、当社は、経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針の一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、現対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本対応策」といいます）を、今期定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを前提として 3 年間更新することを、平成 23 年 5 月 13 日開催の当社取締役会で決議いたしましたので、お知らせいたします。

本対応策につきましては、社外監査役 2 名を含む監査役 3 名全員が、いずれも本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を表明しております。また、今期定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応策の有効期限を平成 26 年 6 月に開催される当社定時株主総会の終結の時までといたします。

なお、本日現在、当社株式等の大規模買付行為に関する申入れや提案等は、一切ありませんが、将来的にはその可能性も皆無ではないと考えています。現対応策の導入時の情勢と比較してみても、大規模買付行為は、未だ株主の皆様に対して十分な情報や判断の機会が与えられずに進められる場合があります。このような状況下、昨今の敵対的買収及びこれに対する対応策の議論の状況や他社の動向等も勘案して検討した結果、大規模買付行為が開始された場合、株主の皆様に対し十分な情報を提供するとともに、株主の皆様の判断の機会を確保するために、当社取締役会において更新の決定に至ったものであります。

また、平成23年3月31日時点における当社の大株主の状況は、別紙1に記載の通りであります。従って、今後の当社発行する株式の流動性が増し、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

本対応策の更新に伴い、現対応策から修正した主な内容は、以下のとおりです。

- ①. 大規模買付情報（後記Ⅲ3. (2) に定義します。）の提供に係る期間の定めを設ける。
- ②. 取締役会評価期間の延長に上限を設ける。
- ③. 金融商品取引法、株券電子化等の関係法令の整備・変更を踏まえ所要の修正を行う。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

II. 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の教育理念・経営理念及び企業価値の源泉

(1) 教育理念

当社は、1976年（昭和51年）「学研塾」（学習塾・現第一ゼミナール）の創業以来、幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導及び能力開発指導を行う「学習塾事業」、国の検定である高等学校卒業程度認定試験の受験指導・進路指導や、広域通信制単位制高等学校の運営及び在学生の教科指導や進路指導を行う「高卒認定・サポート校・通信制高校事業」を主たる事業として営み、さらに、近年急速にインフラが整備されてきたインターネット環境におけるWEB上の「仮想学校」ともいえるべきeラーニングを主体とする「スクールシティ事業」、キャリア教育を推進する「キャリアサポート事業」へと事業分野を拡大してきました。こうした取組みの根底には、一人一人の生徒を育むことを重視する「1／1の教育」という当社独自の教育理念があります。当社は、上記の教育事業全般において、教育とは単に生徒の学力をアップさせる（教える）ことにはとどまらず、生徒の年齢や性別、能力等に応じて社会で活躍できる人（社会に貢献できる人）となれるように「育む」ことが重要と考えているものです。

このように、当社は、上記の教育理念のもとに、一貫して教育（人づくり）の分野で事業を展開してきたものであり、各地域の生徒、保護者と当社指導スタッフとの間で、これまでの指導実績（生徒の希望進路実現や成績向上などの成果）に裏打ちされた強固な信頼関係を構築してきております。また、同業他社には類を見ない、「コーチング」の手法を中心に、生徒への働きかけを契機とした、「意欲喚起教育」も大きな成果を上げ、一層の支持信頼の拡大に寄与してきております。結果として、他社との差別化が図られ、それぞれの分野で、また現状展開している地域での確固たる地位を築き、さらにそのネットワークの拡大に努めてきております。

(2) 経営理念

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」を経営理念としており、「社会で活躍できる人づくり」を実現できる最高の教育機関をめざすことをコーポレートビジョンとして掲げております。

教育事業を行う企業として、その企業価値を高めるためには、顧客の満足度を高めることが重要であり、そのためには顧客のニーズに応え続け、「顧客への貢献」を実現することが必要です。そして、当社の教員（社員）の教える能力と育む能力が高く

なければ、期待される教育成果が上がらず、結果として顧客の満足は得られません。そのため、当社社員の能力を高めることが必要不可欠であり、当社は社員の成長に貢献すること（社員への貢献）が必要となります。高い能力を有する社員は、顧客の満足度を高め、当社の業績の向上をもたらす、企業価値を高めることとなります。

また、当社は、広域通信制単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという役割を果たしており、各地域において健全な公教育の運営の一翼を担っていくために、単に短期的な利益の実現を目指すのではなく、中長期的な経営の安定と社会的貢献の視野に立った経営を行うことが必要となります。そして、当社がかかる公共的使命を果たすことにより社会的認知度と顧客信頼度を高めることが、当社の企業価値の向上につながるものと考えます。

(3) 企業価値の源泉

顧客ニーズに対応した学力向上や上級学校への進学実績はもとより、「1分の1の教育」という当社独自の教育理念に基づいて子供の将来を見据えた教育を行うことは、新たな教育市場を創出するとともに、他の教育事業者との差別化を図ることによって、当社の企業価値を高める要因となり得るものと考えております。

当社が、かかる教育理念に基づいて教育事業を展開し、顧客への貢献、社員への貢献を実現するとともに、公教育の一翼を担うものとして社会に貢献することによって経営理念を実現することができれば、自ずとコーポレートビジョンが実現され、業績向上を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

また、当社及び当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）が、持続的な成長を実現していくためには、1976年（昭和51年）の創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役務提供能力（教え育む能力）並びに生徒・保護者及び地域社会その他の利害関係者との間に築かれた適切な信頼関係を維持することが必要不可欠であり、さらに、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造に積極的に挑戦していくことが必要です。かかる挑戦を担うのは、当社が培ってきた、また、今後も経営理念に基づいてその成長を促していく社員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、こうした教育理念、経営理念、社員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

2. 企業価値向上への中長期的な取組み

(1) 中長期的な事業展開と企業価値向上

① 中長期的な取組みの方向性

当社は、以上の経営理念、教育理念のもと、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究してきております。その取組みの基本スタンスは、理念の理解、共有に全社員で取組み、すべての業務に共通する行動規範ならびに行動ベクトルを共有し、「生徒第一・1分の1」の実現によって、各地域での信頼獲得と生徒数拡大を目指していくというものです。

② 各事業分野での具体的施策

当社は、常に中長期的な視野を持って、「学習塾事業」、「高卒認定・サポート校・通信制高校事業」の強化を図るとともに、「スクールシティ事業」や「キャリアサポート事業」などの WEB、IT 等を活用した新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図っています。今後も中長期的な視点から、経営基盤を強固なものとするための競合優位に導く施策を実施し、これによって高いレベルでの顧客の満足と社員の満足の両立と、企業価値の向上を実現してまいります。そして、成果として得られた企業業績の向上による価値を株主・顧客・社員に対し還元していくことで、さらなる企業価値創造に結び付けてまいります。

（「学習塾事業」部門）

ニーズの高い個別指導専門校の新規出店戦略に加え、ドミナント地域での独立型校舎の展開により、競合他社との差別化を図りつつ、中学受験・高校受験・大学受験と一貫した指導の提供を実現してきております。また、同時に個別指導や集団指導といった、生徒・保護者の多様な教育ニーズに応え得るサービスの提供を拡充するとともに、最難関中学受験専門塾をグループの傘下とすることで、その協力連携によるシナジー効果を追求して更なる指導内容の改善と合格実績の向上を実現してまいります。一方で、教育事業会社各社との提携による新業態・新コースの開発と定着に努め、校舎展開している地域でのより一層の認知拡大を目指し、収益の拡大に結びつけてまいります。

（「高卒認定・サポート校・通信制高校事業」部門）

通信制高校およびサポート校事業ならびに高卒認定事業においては、新規入学生数の増加に向けて、新しい生徒募集ルートの開拓をはじめ、通信制高校の特性を活かした学習機会の提供を行ってきております。また、生徒の学力にきめ細かく対応した指導実現のために、他社との提携による個別対応型 WEB 授業システムの導入展開も進めてきております。さらに、介護福祉士や保育士の資格取得を目的とした、高等学校卒業生をあらたに取り込む社会人教育への参入も進めることにより、新たな顧客層の獲得を目指してまいります。

（「スクールシティ事業」「キャリアサポート事業」（WEB、IT 等を活用した新たな教育サービス・教育コンテンツ提供に関する事業）部門）

スクールシティ事業については、各種教育サービスを提供する教育機関との提携により「仮想学校」ともいうべき、WEB 上での新たな教育サービスを開始しております。既存の本事業への加盟事業者における成果創出により、一層の外部ネットワーク拡大を目指してまいります。また、キャリアサポート事業については、キャリアカウンセラー養成講座の運営や、学習主体である生徒の「意欲喚起」をめざしたセミナーの実施に加え、全国大手・中堅塾、私立学校へのキャリア教育教材の提供なども推進してまいります。さらに、児童英語教育サービスの教材や特許権の取得に至った速読の能力開発教材・システムの販売を行い、新たなビジネスモデルの展開による積極的な市場開発を目指してまいります。

③当社事業モデルの社会的価値について

上記のような具体的な施策は、すべて社会で活躍できる（社会で貢献できる）人づくりという観点から策定されたものであり、ニートやフリーターの増加が社会的な問題となり、経済不況によって将来への不安感が広がっている昨今、社会的見地からも社会性・公共性を含んだ、意義の大きい施策と言えます。また、キャリア教育そのものを目的とする「キャリアサポート事業」そのものが欧米に比べて不十分なわが国の公教育における「キャリア教育」を補うことはもとより、さらに将来に向けて夢を持ち続ける子供たちの支援活動という意味で、極めて公共性の高い事業となっております。

(2) コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレートガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸として、株主及びステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、当社の企業価値の向上に努めております。

当社はコーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役 2 名を選任しております。また、取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに、取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現や IR 拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

また、当社はコンプライアンスの徹底策として、平成 18 年 5 月 19 日に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライ

アンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおり、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

なお、当社は、平成 23 年 4 月 26 日に消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法第 4 条第 1 項第 1 号及び同法第 6 条に基づき措置命令を受けておりますが、既に、再発防止策を講じるとともに、当該再発防止策の当社役員及び従業員への周知徹底に取り組んでおります。

コーポレートガバナンスに関する詳細は、以下の当社ホームページに掲載しております。http://www.with-us.co.jp/topics/pdf/corporate_20110513.pdf

以上、これらの中長期的な取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものと考えます。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策更新の目的

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するための取組みとして更新されるものです。

上記のとおり、当社グループが、経営理念（上記Ⅱ 1 (2)をご参照下さい。）を実現させるとともに、企業価値を向上させるためには、専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役務提供能力（教え育む能力）、生徒・保護者及び地域社会その他の利害関係者との間に築かれた適切な信頼関係を維持すること、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造を行うことが必要不可欠です。これらが、当社株式等の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社は連結子会社による広域通信制単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという公共的役割を果たしており、当社株式等の大規模買付行為を行う者が公共的使命についての認識を共有しないとすれば、当社グループの社会的信頼を損ね、当社の企業価値を毀損する結果につながる可能性もあります。

さらに、外部者である買付者からの当社株式等の大規模買付行為の提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の

企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

以上より、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受けること、また、代替案の提示を受ける機会の確保につながり、これにより株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止するものと考えております。

以上の次第で、大規模買付行為がなされる場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本対応策を更新することといたしました。

2. 本対応策の対象となる当社株式等の買付行為

本対応策の対象となる当社株式等の大規模買付行為とは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株式等³の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は②当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）のけ等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算す

るものとします。)又は②特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株式等保有割合又は株式等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3.金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

3. 大規模買付ルールの概要

本対応策における大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会(下記4.(1)にて定義いたします。以下同じ。)を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に大規模買付行為を開始する、というものであり、その具体的内容は以下のとおりです。なお、本対応策に関する手続の流れにつきましては、別紙2にその概要を図の形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にてご提出いただきます。なお、誓約文言については、当社取締役会と独立委員会(本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体であり、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者により構成され、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、対抗措置の発動の当否等について、当社取締役会の諮問に対して勧告を行います。詳細は下記5.(1)をご参照下さい。以下同じ。)が妥当と認める文言とします。

- ① 大規模買付者の名称及び住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不足していると考えられる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、ならびに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接または間接を問いません。)その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、役員等の氏名及び略歴、ならびに当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただく場合があります。)
- ③ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠等(算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容(そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)及びその算定根拠等を含みます。)
- ④ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容ならびに関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画・予定を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針

⑦ その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報のリストの交付後、大規模買付者には、当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の大規模買付情報を提供していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします(以下「大規模買付情報提供期間」といいます。)。もともと、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、大規模買付情報提供期間を延長することができるものとし、(ただし、延長の期間は原則として上限を30日間とします。)。他方、当社取締役会は、大規模買付情報提供期間満了前であっても大規模買付情報の提供が完了した場合には、直ちに大規模買付情報提供期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとし、大規模買付者から提供された大規模買付情報が十分か否か、当社取締役会が要求した大規模買付情報の内容・範囲が妥当か否か、大規模買付情報の提供が完了したと判断できるか否か、及び大規模買付情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が独立委員会の勧告等(下記Ⅲ.5.(2)に定義いたします。以下同じ。)を最大限尊重した上で決定致します。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実等を、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報につき、当社取締役会が株主の皆様の判断のために必要であると認めた場合には、その全部又は一部を公表することといたします。

(3) 当社取締役会における評価・検討、意見の開示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後、または下記4.(3)により株主意思確認総会を開催する場合には株主意思確認総会終了後にのみ開始されるものとし、当社取締役会は、取締役会評価期間の開始時及び終了時には、それぞれ法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問

し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を受けながら、当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益を向上させるものか否かという観点から、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記 4. に記載の当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、必要な範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします（ただし、延長の期間は原則として上限を 30 日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款上認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、および対抗措置発動の適否・対抗措置の内容については、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。

なお、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合でも、当社取締役会は、下記(3)b. に定める要領（ただし、かかる場合、下記(3)b. に記載する独立委員会に対する諮問を行わないこともできるものとします。）に従っ

て当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとしします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

a. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。この場合、大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。ただし、下記 b. または c. に該当する場合を除くものとしします。

b. 取締役会による対抗措置発動の場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため、当社取締役会の決定により、例外的に新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。なお、以下の①ないし⑦のいずれかに該当するか否かについては、外部専門家の意見を参考にして、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重して、当社取締役会が決定するものとしします。この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

なお、大規模買付者により、当社取締役会が当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合でも、当社取締役会は、下記(3)b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとしします。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株式等を当社及び当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業活動に必要な資産、知的財産権、ノウハウ、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグルー

プ会社等に廉価で移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社のグループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合
- ⑤ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付け等の株式等の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値の維持向上のため不可欠な生徒を始めとする顧客、取引先、従業員、地域社会等との信頼関係が害され、当社企業価値ひいては当社株主の共同の利益の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

c. 株主意思確認総会による意思確認

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会が、(i) 上記 b. の①ないし⑦に該当するおそれがあるなど、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあると判断した場合、(ii) 大規模買付行為における株式等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれに限られない）が当社の企業価値に照らして不十分または不適切であると判断した場合、(iii) その他対抗措置の発動につき株主の皆様のご意思を確認するのが相当であると判断した場合には、下記(3)b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。ただし、株主意思確認総会の招集に先立って、独立委員会現任委員の全員の一致によって、当該株主意思確認総会を招集する必要がない旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従うものとします。なお、当社取締役会が大

規模買付者の提案が株主共同の利益を向上させる提案であると判断した場合には、株主意思確認総会で株主の意思を問うまでもなく直ちに對抗措置の不発動を決議するものとします。

(3) 對抗措置を講じる場合の手続

- a. 上記 4. (1)に記載のとおり当社取締役会の決定により對抗措置を講じる場合、並びに上記 4. (2)b.に記載のとおり当社取締役会の決定により對抗措置を講じる場合には、對抗措置を講じるに先立ち、当社取締役会は對抗措置の発動の当否について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、当社取締役会に対して勧告等を行うものとします。これを受けて、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、對抗措置を発動するか否かにつき、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。当社取締役会は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

なお、独立委員会は、上記の勧告等を行うに際し、對抗措置を発動すべきか否かについて株主意思確認総会を招集すべきである旨の勧告を行うことができるものとします（以下「株主意思確認総会招集勧告」といいます）。独立委員会から株主意思確認総会招集勧告があった場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、4. (3)b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、對抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくものとします。

- b. 上記 4. (2)c. または上記 4. (1)なお書きあるいは上記 4. (2)b. なお書きに記載のとおり株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集するに先立ち、当該株主意思確認総会開催の当否について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該諮問事項について、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、独立委員会現任委員の全員が当該株主意思確認総会の開催を不要と判断したときは、独立委員会現任委員の全員の一致により、当社取締役会に対して株主意思確認総会の開催を不要とする旨の勧告（以下「株主意思確認総会不要勧告」といいます。）を行うものとします。

ただし、独立委員会は、一旦株主意思確認総会不要勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものとします。

株主意思確認総会不要勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、株主意思確認総会の決議に基づく對抗措置を発動しない旨の決議を行うものとします。

この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金

融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

株主意思確認総会不要勧告がなされなかった場合（株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告がなされた場合を含みます。）には、当社取締役会は以下の要領に従って、株主意思確認総会を開催するものとします。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を定め、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
 - ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。
 - ③ 株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数によって決するものとします。
 - ④ 当社取締役会は、株主意思確認総会において発動の是非を御判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定の上、公表します。
 - ⑤ 大規模買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株式等の買付を開始してはならないものとします。なお、大規模買付者が株主意思確認総会終結時までに当社株式等の買付を開始した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、上記4.(1)の定めに従い、対抗措置を発動することができるものとします。
 - ⑥ 株主意思確認総会の結果はその決議後速やかに開示するものと致します。対抗措置の発動が承認された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会の決議に従って、遅滞なく対抗措置の発動を決定するものと致します。
- c. 当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てを選択した場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てをする場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件としたり、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社は、独立委員会規定（概要につきましては別紙4をご参照ください。）を定め、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は3名以上とし、その職務内容に照らし公正・中立な判断が求められることから、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。

なお、現在の独立委員会3名のうち社外監査役である住田裕子氏、社外有識者である松田純一氏は本対応策への更新後も引き続き独立委員会委員として就任予定であり、また、当社社外監査役の若松弘之氏が新任の独立委員会委員に就任予定です（略歴につきましては別紙5に記載のとおりです）。

また、独立委員会の委員に異動が生じた場合には、当社取締役会は、その旨を速やかに開示いたします。

(2) 独立委員会の勧告等の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付ルールが遵守されている場合でも当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか、また、対抗措置の発動の可否、一旦発動した対抗措置の停止の可否等本対応策にかかる重要な事項及びその他本対応策にかかる事項（以下「諮問事項等」といいます。）について、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、大規模買付者が出現した場合において、当社取締役会は諮問事項等について、独立委員会に諮問又は照会を行います。独立委員会は、諮問事項等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告または意見（以下「勧告等」といいます。）を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

また、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

(3) 対抗措置発動の停止等

当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行うなど対抗措置

の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、独立委員会の勧告等を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、独立委員会の勧告等を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

反対に、大規模買付行為又はその提案に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対して改めて当該大規模買付行為に関する勧告等を求め、独立委員会の再勧告等を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応策の更新手続き、有効期間、廃止及び変更

本対応策の更新について今期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきました場合、本対応策の有効期間は、今期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応策の更新については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、必要に応じて本対応策に変更する必要があることがあり得ます。原則として、株主総会において改めて出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただいた上で、変更するものといたしますが、本対応策の内容及びその趣旨を変えず、かつ、当社株主に不利益を与えないことが明らかな場合には、独立委員会の承認を得た上で、取締役会の決議により本対応策を変更する場合があります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

7. 本対応策が株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 4. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注目をお願いいたします。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役が上記 4. に記載した具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。また、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、行使期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。株主の皆様が新株予約権の行使期間内に金銭の払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。また、当社取締役会が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項に従い新株予約権を取得することを決定した場合には、当該新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。新株予約権の行使や取得に際しては、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権等ではないこと等を誓約する内容の当社が定める様式による書面の提出を求めることがございます。

上記のほか、割当方法、行使の方法、当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、法令等に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社が新株予約権無償割当ての中止又は株

主の皆様が割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社が対抗措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

IV. 本対応策が基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

1. 本対応策が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされる場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

さらに、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

2. 本対応策が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記 I. に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前

提としています。本対応策は、このような基本方針の考え方に沿って設計されるとともに、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、また、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」の第11条に定める遵守事項を全て充足しております。さらに、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計しているものであり、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるものと考えております。

また、当社は、株主の皆様のご意思を反映するため、今期定時株主総会において、本対応策の更新に関する議案をお諮りさせていただきます。さらに、本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会又は株主総会において、本対応策を廃止する決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、本対応策の更新及び廃止は、株主の皆様のご意思に沿うものとなっております。この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

3. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役会で構成される当社取締役会により、本対応策を廃止することが可能です。

したがって、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上記のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な運用を防止するた

めの仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の更新を行うことはできず、当社株主の皆様
の承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意
見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動
する際には、外部専門家の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、これを
最大限尊重することとしております。

加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主
の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続
が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明ら
かであると考えております。

以 上

当社の大株主及び所有者別分布の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

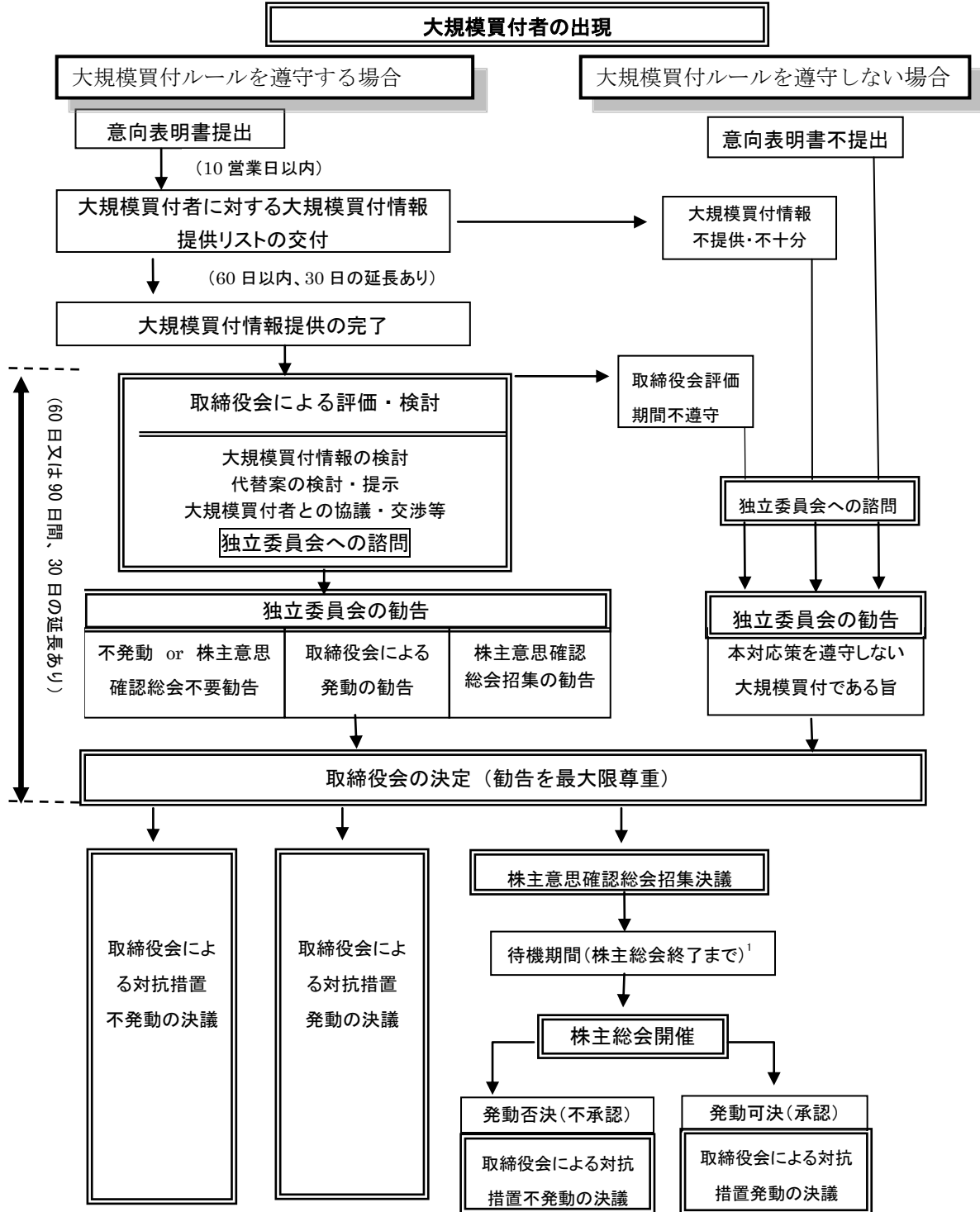
株 主 名	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
堀川 一晃	1,509,000	14.45
ウィザス職員持株会	630,252	6.04
株式会社増進会出版社	626,400	6.00
堀川 直人	466,000	4.46
堀川 明人	466,000	4.46
竹田 和平	300,000	2.87
株式会社明光ネットワークジャパン	267,900	2.57
株式会社みずほ銀行	267,000	2.56
株式会社市進ホールディングス	220,000	2.11
日本生命保険相互会社	217,000	2.08

(注) 上記のほか、当社が自己株式 378,652 株を保有しております。なお、自己株式 378,652 株は株主名簿記載上の株式数であり、平成 23 年 3 月 31 日現在の実保有株式数は 377,652 株であります。

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、少数点第 3 位を四捨五入しております。

以 上

本対応策に関する手続の流れ



注1：待機期間とは、当社取締役会が本対応策Ⅲ.4.(2) c.に従い株主意思確認総会の招集決議をしたときから、本対応策Ⅲ.4.(3)b.に定める要領にしたがって開催する株主意思確認総会が終了するまでの期間をいいます。なお、待機期間不遵守の場合も、上記フローにおける大規模買付ルールを遵守しない場合に含まれることとなります。

新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）に行使を認めないことを新株予約権の行使条件として定める。その他行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要することとする。

(6) 当社による新株予約権の取得

- (ア) 大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）、新株予約権の行使ができない者以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。
- (イ) 新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認める場合には、当社が別途定める日をもって、すべての新株予約権を無償で取得できる旨を定めることがある。
- (ウ) その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

独立委員会規程の概要

(1) 設置決議機関

独立委員会は当社取締役会の決議により設置するものとする。

(2) 委員

① 員数

独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は3名以上とする。

② 資格

公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、有識者は、会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれに準ずる者とする。

③ 任期

独立委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

(3) 決定の方法

株主意思確認総会不要勧告の決定を除き、独立委員会における勧告等の決定は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

株主意思確認総会不要勧告の決定は、現任の独立委員全員の一致により行う。

(4) 委員会の業務

独立委員会は、大規模買付行為に関連して当社取締役会から諮問又は照会された事項について検討を行い、当社取締役会に対し、勧告又は意見する。勧告又は意見には、当該勧告等に至った理由及び根拠を付す。

(5) その他

独立委員会は、その職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

本対応策更新時の独立委員会の委員は、以下の3名が就任いたします。

住田 裕子(すみた ひろこ)

昭和 26 年 6 月 21 日生まれ

昭和 54 年 4 月 東京地検検事任官
 昭和 62 年 4 月 法務省民事局付検事
 平成 元年 10 月 法務大臣秘書官
 平成 8 年 4 月 弁護士登録
 平成 13 年 1 月 内閣府男女共同参画会議議員(平成 19 年 1 月より委員) (現)
 平成 13 年 1 月 経済産業省総合資源エネルギー調査会委員 (現)
 平成 17 年 6 月 当社監査役 (現)
 平成 19 年 9 月 H. S & P 法律事務所開設 (現)
 平成 20 年 3 月 農林水産省日本中央競馬会経営委員会委員 (現)

松田 純一(まつだ じゅんいち)

昭和 35 年 5 月 4 日生まれ

平成 5 年 4 月 弁護士登録、馬場法律事務所(現:馬場・澤田法律事務所)入所
 平成 12 年 4 月 日本弁護士連合会代議員就任
 平成 14 年 4 月 跡見学園女子大学マネジメント学部 非常勤講師「経営法務」担当(～平成 17 年 7 月)
 平成 14 年 8 月 松田純一法律事務所(平成 16 年 5 月松田綜合法律事務所に名称変更)開設 (現)
 平成 18 年 10 月 千葉商科大学大学院修士課程特別講師
 平成 20 年 4 月 特定非営利活動法人遺言・相続リーガルネットワーク理事長(現)

若松 弘之(わかまつ ひろゆき)

昭和 46 年 9 月 20 日生まれ

平成 7 年 4 月 監査法人トーマツ (現、有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所(国内監査部門)入所
 平成 10 年 4 月 公認会計士登録
 平成 20 年 10 月 公認会計士若松弘之事務所開設 (現)
 平成 21 年 10 月 千葉県行政改革推進委員 (現)
 平成 21 年 11 月 千葉県コンプライアンス委員 (現)
 平成 22 年 4 月 ビジネスブレークスルー大学講師 (現)

以 上